

### 神崎町保健推進員

任期 平成22年4月1日～平成25年3月31日

担当地区	氏名
本宿1・3	石川 美奈子
本宿2	杉田 佳子
本宿4	大竹 誉子
神宿・松崎・向野	石田 佐智子
小松1～8	武田 ゆかり
並木	粕谷 玲子
今・高谷・郡1,2	齊藤 杏子
毛成	椿 美世子
古原・植房	和田 多香子
武田・新・立野・成城台	飯合 眞弓
大貫	伊藤 明美
本宿5、郡3,4,5	菅原 理恵子
藤の台	四季の丘推進員が兼務
四季の丘	石井 佐知子
四季の丘	高橋 泰子
四季の丘	平川 幸子

**神崎町保健推進員を紹介します。**

今年の4月1日から委嘱されました保健推進員は、担当地区ごとに次のような実践活動や役割を担っています。乳幼児健康診査事前訪問（乳幼児や母の状況、育児環境等）や健診当日の試食の調理等

介護保険や福祉の相談  
町民祭りへ参加し、食生活改善の情報提供  
健康に関する事で何かありましたら、お気軽に地区の保健推進員に声をかけてください。

私たちが  
虫歯のない子  
（5月21日、  
3歳児健康診査より）



ちば ゆうた  
千葉優太くん  
（大貫）



まつもと ななみ  
松本七海ちゃん  
（神崎神宿）

## 父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！

平成22年8月1日から（8月分～11月分は、平成22年12月となります。）

#### 「児童扶養手当」とは？

両親の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

#### 父子家庭の支給要件は？

次の～のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した子ども
- 母が死亡した子ども
- 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- 母の生死が明らかでない子ども
- その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

個々のご家庭が支給要件に該当するかは、保健福祉課にご相談ください。

#### 手当額（月額）は？

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

- 児童1人の場合
- 全部支給：41,720円
- 一部支給：41,710円～9,850円
- 児童2人以上の加算額
- 2人目：5,000円
- 3人目以降1人につき：3,000円
- 個々の手当額については、保健福祉課にお問い合わせください。

#### 父子家庭の方が受給するためには？

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。申請の時期についての取扱いは以下のとおりです。既に父子家庭として支給要件に該当している方は、平成22年8月1日より前でも申請できます。平成22年11月30日までに申請いただくと次の取扱となります。

平成22年7月31日までに支給要件に該当している方  
11月30日までに申請すれば「8月分」から支給されます。  
平成22年8月1日以降11月30日までに支給要件に該当した方  
11月30日までに申請すれば「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。  
8月～11月分が支給されるのは12月です。

11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、早めに手続きをしてください。

#### 申請手続きに必要なものは？

申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票が必要です。

申請及びお問い合わせ先  
保健福祉課 ☎ 72 1 6 0 3